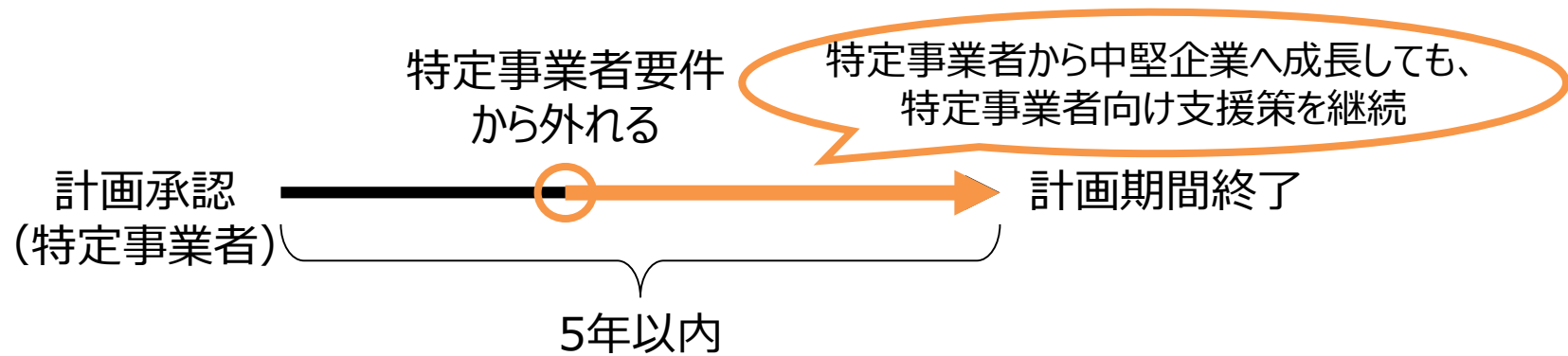


みなし特定事業者特例制度

➤ 特定事業者が、従業員増加により特定事業者要件から外れても、特定事業者とみなされ、特定事業者向けの支援措置が継続して措置されます。



※事業承継による従業員数の増加などでも支援を受けることが可能です。

<特定事業者の定義>

<みなし特定事業者が受けられる特定事業者向け支援策>

特定事業者	
	従業員数
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業	300人以下
小売業	

- ① 日本政策金融公庫からの固定金利での融資
- ② 日本政策金融公庫による海外展開支援
- ③ 信用保証協会による債務保証
- ④ 中小企業投資育成株式会社からの出資
- ⑤ 事業承継に関する特例措置